

## 川崎市わーくす高津の指定管理者制度導入についての検証

### 1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 育桜福祉会(川崎市中原区西加瀬10番3号)
(2) 指定期間	平成20年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	①授産事業 ②福祉事業 ・障害者自立支援法に規定する就労継続支援業務 ③施設運営業務

### 2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性  ② サービスの制度趣旨や社会状況  ③ サービスの質を担保する仕組みの存在  (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供  ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保  ③ 効率的、効果的な運用の確保	1 (1) ① 公がサービス主体となることを定めている法令はなく、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理制度の活用も可能である。  ② 雇用が困難な方に対して、就労の機会を提供し、生産活動などを通じ、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行っている。  ③ 健康福祉局障害者就労支援施設管理運営調整委員会設置要綱に基づき、指定管理者の選定及び指定管理者に行わせた管理運営業務について評価等を実施している。また、基本協定書において、市は指定管理者に管理状況の確認のため、業務内容について報告させ、条件を満たしていない場合は改善を勧告すると定めているとともに、指定管理者が条例等に違反したとき、業務を履行しない等のときは、指定の取消又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができると定めている。また、指定管理者は、利用者意見や地域の要望等を把握する体制を整備するとともに、定期的に第三者評価を受審するなど支援水準の向上に努めている。  (2) ① 施設利用のニーズは高く、定員を超えた受け入れを行っている。また、法人内(白楊園)で作られた給食サービスを実施しており、栄養管理も行われている。  ② 施設管理の継続性、安定性については、法人のノウハウや経営努力等によって、高いレベルで保たれており、公平性についても、市の健康福祉局障害者就労支援施設管理運営調整委員会設置要綱に基づいた評価などによって確保されている。  ③ 自由な発想、サービスの創意工夫によって、同施設内の北部身体障害者福祉会館と連携するなど、効率的、効果的な運用が行われている。
2 サービス向上等 (1) 安定性  (2) 公平性  (3) 専門性  (4) 創意工夫	2 (1) 定員を超えた利用者数で、利用率も高く、安定したサービスの提供がされている。 (平成21年度実績) 《就労継続B》 月平均登録者数 32.75人(新規入所2人、退所0人) 《食事提供》 延件数 6,448件  (2) 情報を共有しながら、個々のニーズに対応した公平なサービス提供が行われており、苦情、要望があったときは、法人で定めている約束事項に則り対応している。  (3) 指定管理者が有する専門性やネットワークを活用し、従来のサービス以外にも新たな企画を実施することが可能となり、より専門性の高いサービスが提供されている。  (4) 利用者や家族のニーズを把握し、利用者の立場に立った支援を実施している。日中活動プログラムでは、毎月利用者を開催しながら、検討された行事等を企画し、有意義な活動が実施されている。
3 コスト検証 算定方法	3 指定管理者制度導入時から指定管理料金は0円とし、利用料金制による運営している。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	4 昭和57年に開設した施設で、築28年が経過している。今後も部分的な修繕が見込まれるため、修繕計画を立てて検討していく必要がある。
5 総 括 成 果	5 直営から指定管理に移行することによって、利用者及び家族には相当な不安があったと思われるが、一人ひとりに対するきめ細かい支援によって、信頼と安心を得ている。給食サービスについては、栄養バランスも考えられ、健康管理にも役立っている。今後も指定管理者の創意工夫によって、更なるサービスの向上が期待されるため、指定管理者制度の活用による運営をしていくことが望ましいと考える。